

山形県スキー連盟スノースポーツ活性化特別委員会設置規程

令和2年10月24日制定

(目的)

第1条 山形県スキー連盟規約第3条の規定に基づき、スノースポーツの普及と発展を促進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会の名称を、山形県スキー連盟スノースポーツ活性化特別委員会と称し、事務局を山形県スキー連盟に置く。

(事業)

第3条 この会は、第1条に定めた目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) スノースポーツの活性化を促進するための企画・立案
- (2) スノースポーツの活性化を促進するための啓もう・提言
- (3) その他、目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この会は、山形県スキー連盟役員及び専門員並びに有識者をもって構成する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名
- (4) 幹事 若干名

2 役員任期は、令和4年7月31日までとする。

(役員職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、第3条に定める事業を審議し、活動するものとする。

3 委員会は、活動状況を理事会に報告するものとする。

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(附則)

この規程は、令和2年10月24日から施行する。